



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

1140	令和2年度後期技能検定の実施	(労働政策課).....	1
1141	令和2年和歌山県告示第296号（令和2年度随時技能検定の実施）の一部改正	(").....	5
1142	川辺町周辺土地改良区の役員の就退任	(農業農村整備課).....	5
1143	清算法人吉原土地改良区の清算人の就任	(").....	6
1144	学校給食用和歌山県産野生獣肉（ジビエ）及びその加工品の調達に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(畜産課).....	6
1145	保安林の指定解除予定の通知	(森林整備課).....	8
1146	保安林の皆伐面積の公表	(").....	9
1147	公共測量の実施	(技術調査課).....	9
1148	公共測量の終了	(").....	9

○ 監査公表

監査公表第21号	10
----------	-------	----

告 示

和歌山県告示第1140号

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定に基づき、令和2年度後期技能検定の実施に係る事項について次のとおり公示する。

令和2年9月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 実施する等級別検定職種

(1) 特級

機械加工、工場板金、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て、油圧装置調整、建設機械整備

(2) 1級及び2級

建築板金（内外装板金作業）、工場板金（機械板金作業、数値制御タレットパンチプレス板金作業）、ロープ加工（ロープ加工作業）、機械検査（機械検査作業）、電気機器組立て（シーケンス制御作業）、時計修理（時計修理作業）、空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）、油圧装置調整（油圧装置調整作業）、農業機械整備（農業機械整備作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、和裁（和服製作作業）、家具製作（家具機械加工作業）、菓子製造（洋菓子製造作業、和菓子製造作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、配管（建築配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋施工図作成作業、鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（合成ゴム系シート防水工事作業、塩化ビニル系シート防水工事作業、改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業）、樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）、ガラス施工（ガラス工事作業）、機械・プラント製図（機械製図手書き作業、機械製図CAD作業）、金属材料試験（機械試験作業、組織試験作業）、塗装（鋼橋塗装作

業)、広告美術仕上げ(広告面ペイント仕上げ作業、広告面粘着シート仕上げ作業)

(3) 3級

機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、マシニングセンタ作業)、機械検査(機械検査作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、電気機器組立て(シーケンス制御作業)、時計修理(時計修理作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、和裁(和服製作作業)、家具製作(家具手加工作業)、建築大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、左官(左官作業)、配管(建築配管作業)、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、機械・プラント製図(機械製図手書き作業、機械製図CAD作業)、広告美術仕上げ(広告面粘着シート仕上げ作業)

(4) 単一等級

電子回路接続(電子回路接続作業)

2 技能検定試験の方法

実技試験及び学科試験

3 技能検定試験の手数料、実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 手数料

(ア) 特級

検 定 職 種	手数料(1件)
機械加工、工場板金、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て、油圧装置調整、建設機械整備	18,200円

(イ) 1級、2級、3級及び単一等級

検 定 職 種	手数料(1件)
和裁、機械・プラント製図	13,300円
機械検査	15,100円
機械加工、建築板金、工場板金、ロープ加工、電子機器組立て、電気機器組立て、時計修理、空気圧装置組立て、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、家具製作、菓子製造、建築大工、かわらぶき、左官、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、樹脂接着剤注入施工、ガラス施工、金属材料試験、塗装、広告美術仕上げ、電子回路接続	18,200円

(ウ) (イ)の規定にかかわらず、実技試験の受検者が次のaからcまでのいずれかに該当する場合の実技試験の手数料の額は、aからcまでの区分に応じ、それぞれaからcまでに定める額とする。

a 実技試験を実施する日の属する年度の4月1日において35歳未満である者(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者並びにb及びcに規定する在校生を除く。)

2級又は3級

検 定 職 種	手数料(1件)
和裁、機械・プラント製図	4,300円
機械検査	6,100円
機械加工、建築板金、工場板金、ロープ加工、電子機器組立て、電気機器組立て、時計修理、空気圧装置組立て、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、家具製作、菓子製造、建築大工、かわらぶき、左官、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、樹脂接着剤注入施工、ガラス施工、金属材料試験、塗装、広告美術仕上げ	9,200円

b 在校生(公共職業能力開発施設の職業訓練を受けている者、高等学校(中等教育学校の後期

課程を含む。)の生徒、大学の学生その他これらに類する者として知事が認めるものをいう。c
において同じ。) (cに規定する在校生を除く。)

3級

検 定 職 種	手数料 (1件)
和裁、機械・プラント製図	8,900円
機械検査	10,100円
機械加工、電子機器組立て、電気機器組立て、時計修理、冷凍空気調和機器施工、家具製作、建築大工、かわらぶき、左官、配管、鉄筋施工、広告美術仕上げ	12,100円

c 実技試験を実施する日の属する年度の4月1日において35歳未満である在校生（出入国管理及び難民認定法別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。)

3級

検 定 職 種	手数料 (1件)
機械加工、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て、時計修理、冷凍空気調和機器施工、和裁、家具製作、建築大工、かわらぶき、左官、配管、鉄筋施工、機械・プラント製図、広告美術仕上げ	2,900円

イ 実施期日

実技試験は、令和2年12月4日（金）から令和3年2月21日（日）までの間において、別途和歌山県職業能力開発協会（以下「協会」という。）が指定する日に行う。

ウ 実施場所

実技試験は、別途協会が指定する場所で行う。

エ 問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ令和2年11月27日（金）から和歌山県商工観光労働部商工労働政策局労働政策課（以下「労働政策課」という。）及び協会において閲覧することができる。ただし、一部の検定職種については公表しない。

(2) 学科試験

ア 手数料 3,100円

イ 実施期日

学科試験の実施期日は、検定職種ごとに次のとおりとする。

検 定 職 種	等級	実施期日
機械検査、電気機器組立て、配管、型枠施工、ガラス施工、金属材料試験	1級及び2級	令和3年1月24日（日）
電気機器組立て、配管	3級	
機械加工、工場板金、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て、油圧装置調整、建設機械整備	特級	令和3年1月31日（日）
工場板金、時計修理、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、和裁、防水施工、機械・プラント製図	1級及び2級	
時計修理、冷凍空気調和機器施工、和裁、家具製作、機械・プラント製図	3級	
ロープ加工、空気圧装置組立て、菓子製造、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、樹脂接着剤注入施工、塗装、広告美術仕上げ	1級及び2級	令和3年2月7日（日）
機械検査、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、広告美術仕上げ	3級	

電子回路接続	単一等級	
機械加工、電子機器組立て、左官	3級	令和3年2月11日（木）
建築板金、家具製作	1級及び2級	令和3年2月14日（日）

ウ 実施場所

学科試験は、和歌山市及び田辺市において別途協会が指定する場所で行う。

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先

協会

郵便番号 640-8272

和歌山市砂山南三丁目3番38号 和歌山技能センター内

電話番号 073-425-4555

(3) 受付期間

令和2年10月5日（月）から同月16日（金）まで

(4) 受検申請に関する注意

ア 申請書の用紙及び受検案内は、協会で作成する。

なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱記し、返信用封筒（角形2号封筒に宛先を記入し、140円切手を貼ったもの）を同封すること。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「〇級技能検定受検申請書在中」と朱記すること。

なお、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面を同封すること。

郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるものに限り受け付ける。

5 手数料の納付方法

実技試験の手数料（3（1）アに定める額）及び学科試験の手数料（3,100円）を申請書に添えて納付するものとする。ただし、実技試験若しくは学科試験の免除を受けようとする場合又は実技試験若しくは学科試験を受検しない場合は、当該試験に係る手数料の納付は要しない。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は実技試験若しくは学科試験を受けなかった場合でも手数料の返還はしない。

6 合格者の発表等

(1) 技能検定合格者の発表

技能検定合格者の受検番号を、令和3年3月19日（金）に和歌山県ホームページに掲載するとともに、県庁北別館本館連絡通路に掲示するほか、書面で通知する。

(2) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかのみ合格した者については、書面で通知する。

(3) 技能検定合格証書等の交付

特級、1級及び単一等級の技能検定合格者には厚生労働大臣の、2級又は3級の技能検定合格者には知事の合格証書が交付されるとともに、特級の技能検定合格者には特級技能士章、1級の技能検定合格者には1級技能士章、2級の技能検定合格者には2級技能士章、3級の技能検定合格者には3級技能士章、単一等級の技能検定合格者には単一等級技能士章が、それぞれ交付される。

7 その他

技能検定について不明な点は、労働政策課（電話番号 073-441-2802）又は協会（電話番号 073-425-4555）に問い合わせること。

和歌山県告示第1141号

令和2年和歌山県告示第296号（令和2年度随時技能検定の実施）の一部を次のように改正し、令和2年9月1日から適用する。

令和2年9月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

本文中「築炉（築炉作業）、配管（建築配管作業、プラント配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（シーリング防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業）」の次に「、鋼製下地工事作業」を加える。

和歌山県告示第1142号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、川辺町周辺土地改良区の役員について次のとおり公告する。

令和2年9月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 退任した役員（令和2年7月30日退任）

職名	氏名	住所
理事	山本知	日高郡日高川町大字江川1904番地
理事	妹脊幹勇	日高郡日高川町大字和佐122番地
理事	藏光利一	日高郡日高川町大字松瀬176番地
理事	玉置俊久	日高郡日高川町大字玄子426番地
理事	八田啓	日高郡日高川町大字小熊3288番地
理事	山崎辰雄	日高郡日高川町大字土生579番地
理事	玉置孝治	日高郡日高川町大字中津川1291番地1
理事	野田覚	日高郡日高川町大字千津川4712番地
理事	東稔	日高郡日高川町大字鐘巻1756番地
理事	弓倉三嗣	日高郡印南町大字明神川417番地
理事	川村重雄	日高郡印南町大字印南3447番地
理事	井上善士美	日高郡印南町大字印南2348番地
理事	島本克也	日高郡印南町大字西ノ地121番地
理事	村上信幸	日高郡印南町大字島田1926番地
理事	松村親憲	日高郡由良町大字三尾川285番地
理事	久留米啓史	日高郡日高川町大字江川463番地1
理事	日裏勝己	日高郡印南町大字皆瀬川263番地
理事	松本秀司	日高郡日高町大字志賀993番地
理事	畑中雅央	日高郡由良町大字衣奈171番地
監事	上山佳弘	日高郡日高川町大字千津川5204番地1
監事	瀧口俊和	日高郡日高川町大字早藤76番地
監事	中谷隆	日高郡由良町大字三尾川86番地

2 就任した役員（令和2年7月31日就任）

職名	氏名	住所
理事	丸山幸男	日高郡日高川町大字山野219番地1
理事	妹脊幹勇	日高郡日高川町大字和佐122番地
理事	藏光利一	日高郡日高川町大字松瀬176番地
理事	玉置俊久	日高郡日高川町大字玄子426番地
理事	八田啓	日高郡日高川町大字小熊3288番地
理事	山崎辰雄	日高郡日高川町大字土生579番地
理事	玉置孝治	日高郡日高川町大字中津川1291番地1
理事	戸根一彦	日高郡日高川町大字千津川4734番地
理事	東稔	日高郡日高川町大字鐘巻1756番地
理事	山中和好	日高郡印南町大字印南原566番地の1
理事	森本悟	日高郡印南町大字印南3417番地
理事	井上善士美	日高郡印南町大字印南2348番地
理事	小竹弘	日高郡印南町大字西ノ地266番地の4
理事	村上吉弘	日高郡印南町大字島田1916番地
理事	松村親憲	日高郡由良町大字三尾川285番地
理事	久留米啓史	日高郡日高川町大字江川463番地1
理事	日裏勝己	日高郡印南町大字皆瀬川263番地
理事	松本秀司	日高郡日高町大字志賀993番地
理事	山名実	日高郡由良町大字吹井252番地の8
監事	上山佳弘	日高郡日高川町大字千津川5204番地1
監事	岡本晃一	日高郡印南町大字山口565番地
監事	中谷隆	日高郡由良町大字三尾川86番地
監事	市ノ瀬康子	日高郡日高川町大字千津川4436番地

和歌山県告示第1143号

清算法人吉原土地改良区の清算人に次の者が就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第18項の規定により公告する。

令和2年9月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

就任した清算人

氏名	住所
宮前貴行	有田郡有田川町大字吉原1252番地
細田徹治	有田郡有田川町大字吉原1213番地
佐々木寿夫	有田郡有田川町大字下津野1118番地7
川村雅夫	有田郡有田川町大字吉原861番地3
中西弘	有田郡有田川町大字吉原830番地
白倉敏照	有田郡有田川町大字吉原583番地
寺杣進	有田郡有田川町大字吉原667番地
山田哲司	有田郡有田川町大字吉原1803番地

和歌山県告示第1144号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、学校給食用和歌山県産野生獣肉（ジビエ）及びその加工品の調達に係る一般競争入札（以下「競争入

札」という。）に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請方法等を次のように定める。

令和2年9月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達年度
令和2年度
- (2) 調達案件名
学校給食用和歌山県産野生獣肉（ジビエ）及びその加工品
- (3) 調達物品の特質等
仕様書による。
- (4) 納入期限
仕様書による。
- (5) 納入場所
仕様書による。

2 競争入札に参加する者に必要な資格事項

この競争入札に参加することができる者は、令和2年9月1日（火）現在において、次の要件を満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 和歌山県が行う競争入札に関する参加資格の停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 国税及び県税に未納がない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営している者又は経営に実質的に関与している者でないこと。
- (6) 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしている者でないこと。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 和歌山県内に本店又は支店その他事業所を有する者であること。
- (9) 食肉（生鮮品又は加工品）又は学校給食用食材（以下「食肉等」という。）の販売実績を2年以上有し、かつ、法人にあっては、食肉等の販売を目的としていることが、登記事項証明書により確認できること。
- (10) 食肉等を販売するにつき、法令等の規定により必要な官公署の免許、登録、許可、認可等（以下「許認可等」という。）を受けている者又は必要な官公署への届出等を行っている者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
 - ア 競争入札参加資格審査申請書（申請者が代理人を選任した場合にあっては、競争入札参加資格審査申請書（兼委任状））
 - イ 業務概要調書
 - ウ 業務実績調書
 - エ 役員等に関する調書
 - オ 法人にあっては、提出日において、発行後3か月を経過していない登記事項証明書
 - カ 個人にあっては、提出日において、発行後3か月を経過していない住民票
 - キ 提出日において、発行後3か月を経過していない印鑑証明書
 - ク 和歌山県が課する県税（延滞金等を含む。）の全税目に未納がないことを確認できる納税証明書

で、提出日において、発行後3か月を経過していないもの

ケ 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる納税証明書で、提出日において、発行後3か月を経過していないもの

コ 申請時の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

サ 使用印鑑届

シ 2の（9）に掲げる事業実績を証する書類の写し

ス 2の（10）に掲げる許認可等を受けていること又は2の（10）に掲げる届出等を行っていることを証する書類の写し

(2) 資格審査申請時点において、現に有効な和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第87条第4号に規定する入札参加資格登録制度による登録を受けている者にあつては、当該登録に係る通知書の写しを提出することにより、（1）のイからコまでに掲げる申請書類に代えることができる。

(3) （1）のアからエまで及びサに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、令和2年9月1日（火）から同月10日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前10時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(4) （1）に掲げる申請書類について質問がある者は、令和2年9月1日（火）から同月8日（火）までの午前10時から午後5時までに和歌山県農林水産部農業生産局畜産課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

令和2年9月1日（火）から同月10日（木）までの休日を除く日の午前10時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県農林水産部農業生産局畜産課

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁東別館4階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2924

ファクシミリ番号 073-431-0904

6 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格の結果通知書を令和2年9月23日（水）までに郵送する。

7 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求めることができる。

(2) （1）の説明は、6の通知を受けた日の翌日から起算して10日（休日を除く。）以内に書面により求めるものとする。

(3) （2）の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対しては、（2）の書面を受領した日の翌日から起算して3日（休日を除く。）以内に書面により回答するものとする。

(5) （2）の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第1145号

農林水産大臣から次のように保安林の指定の解除をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭

和26年法律第249号）第30条の規定により、告示する。

令和2年9月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 東牟婁郡北山村大字小松字上ミ小松85の45（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに北山村役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1146号

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定により、令和2年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度たる面積を次のとおり公表する。

令和2年9月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度たる面積（ヘクタール）
紀南地域水源涵養保安林	3,466.74
紀中地域水源涵養保安林	1,466.68
紀北地域水源涵養保安林	333.13
紀南地域土砂流出防備保安林	945.64
紀中地域土砂流出防備保安林	399.72
紀北地域土砂流出防備保安林	414.19
紀南地域干害防備保安林	9.26
紀中地域干害防備保安林	7.92
紀北地域干害防備保安林	15.68
和歌山県全域保健保安林	155.99

和歌山県告示第1147号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき印南町長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和2年9月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（道路台帳図データ更新）
- 2 作業期間 令和2年9月1日から令和3年2月15日まで
- 3 作業地域 日高郡印南町の一部

和歌山県告示第1148号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき独立行政法人都市再生機構西日本支社長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和2年9月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（3級及び4級基準点測量）

- 2 作業期間 令和元年7月22日から令和2年2月29日まで
- 3 作業地域 和歌山県和歌山市園部及び善明寺地内

監 査 公 表

和歌山県監査公表第21号

令和2年3月11日付け監査報告第24号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年9月1日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一
 和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
 和歌山県監査委員 秋 月 史 成
 和歌山県監査委員 川 畑 哲 哉

1 社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会

監査実施年月日 令和2年2月12日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 生活福祉資金貸付金の未償還金については、平成30年度末で約1億7,352万円となっており、前年度に比し約588万円増加している。 今後も、引き続き貸付時の適切な審査に努めるとともに、未償還金の早期整理に努められたい。</p> <p>(2) 臨時特例つなぎ資金貸付金の未償還金については、平成30年度末で約339万円となっており、前年度に比し約4万円減少している。 今後も、引き続き貸付時の適切な審査に努めるとともに、未償還金の早期整理に努められたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 新たな滞納者を出さないことが重要であるとの観点から、貸付申請時に、借受人はもとより、連帯借受人や連帯保証人にも、貸付けの趣旨説明を徹底して行っている。 また、過年度分の未収金への対応については、これまで以上の督促の強化と、償還方法変更等の相談を充実させており、また、場合によっては法的措置等厳正な対処を行う。</p> <p>(2) 新たな滞納者を出さないことが重要であるとの観点から、貸付申請時に、借受人はもとより、連帯借受人や連帯保証人にも、貸付けの趣旨説明を徹底して行っている。 また、過年度分の未収金への対応については、これまで以上の督促の強化と、償還方法変更等の相談を充実させており、また、場合によっては法的措置等厳正な対処を行う。</p>

2 公立大学法人和歌山県立医科大学

監査実施年月日 令和2年2月12日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 夜間帰着の条件を満たす旅行命令において、早朝出発夜間帰着欄への記入がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 契約保証金の免除において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。 ア 新生児搬送車運行業務委託について、契約実績の規模を確認していなかった。 イ 契約保証金の免除申請において、契約実績の規模の要件を満たしていないものを契約実績としていた。</p> <p>(3) 診療費（患者負担分）の未収金については、平成30年度末で附属病院本院で約1億957万円、紀北分院で約603万円となっており、前年度末に比し附属病院本院で約2,193万円、紀北分院で約291万円それぞれ</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 旅行命令簿における早朝出発夜間帰着欄への記入に関して、旅行命令簿作成時の「早朝出発夜間帰着」の記載漏れを防ぐため、記入欄の位置をよりわかりやすいところへ変更するとともに、記載内容の点検審査の徹底を図った。</p> <p>(2) 契約保証金の免除の条件について、再度周知するとともに、契約保証金の免除申請に際して、契約実績の規模が確認できる書類の提出を求めるなど、免除申請書に記載された契約実績の内容について確認の徹底を図った。</p> <p>(3) 診療費（患者負担分）の未収金については、引き続き専任職員（2名）による電話、文書督促及び訪問による督促を行っていくとともに、一括支払が困難な患者に対しては分割相談に応じる等により、債</p>

れ増加している。

今後も、未納者の現状を把握し、文書や電話による催告及び訪問徴収を実施するとともに、連帯保証人への請求など、未収金の縮減に努められたい。

- (4) 転居に伴う通勤手当において、認定月を誤っている事例があったので適正に処理されたい。

権の回収率の向上に努めていく。また、職員による回収が困難な未収金については、弁護士事務所に回収業務を委託し、対応している。

なお、未収金の発生を未然に防ぐために、患者支援センターや病棟との連携を密にし、患者の経済状況等を把握し、公費による救済制度や高額現物給付制度を紹介するなどの対策も引き続き行っていく。

- (4) 当該事例について、令和2年1月給与において当該職員に差額を支給した。

事実発生日などの要件について、十分点検審査の上、適正に事務処理を行い、通勤手当の認定及び支給を行っている。

3 公益財団法人わかやま産業振興財団

監査実施年月日 令和2年2月12日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>設備貸与事業等に係る未収金については、平成30年度末で約1億7,916万円となっており、前年度末に比し約364万円減少したが、依然として多額である。</p> <p>引き続き未収金の回収に向け努力されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>未収金の回収については、債務者はもとより連帯保証人やその相続人に対しても、より積極的かつ粘り強い交渉を行っていく。</p> <p>時効の管理に留意し、案件によっては顧問弁護士と法的措置等対応を協議し、今後とも債権管理及び回収に努めていく。</p>

4 和歌山県住宅供給公社

監査実施年月日 令和2年2月12日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 平成30年度における宅地分譲の事業実績はなく、今後とも岸宮サニータウンの残っている区画の販売に努められたい。</p> <p>(2) 県営住宅の管理受託に係る家賃等の未収金については、平成30年度末で約9,845万円となっており、前年度末に比し約15万円減少した。</p> <p>今後も、県(建築住宅課)及び委託管理人と連携し、未収金の縮減に努められたい。</p> <p>(3) 県営住宅使用料等の収納業務委託において、協定書に定める事務処理が行われていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 岸宮サニータウンの残り1区画については、販売価格の見直しを行い、早期の販売に取り組んでいく。</p> <p>(2) 県営住宅の家賃等の未収金については、県、公社、委託管理人の三者がそれぞれ役割を分担し、連携しながら収納に努めている。</p> <p>今後も、三者がより一層連携し、未収金の縮減に全力で取り組んでいく。</p> <p>(3) 指摘後、家賃等を収納したときは、収納員同士の引継ぎは行わず、協定書に従って、収納した収納員か出納員が金融機関に払い込む取扱いとしている。</p>

5 特定非営利活動法人わかやまNPOセンター

(和歌山県NPOサポートセンター)

監査実施年月日 令和2年2月12日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 利用者から徴収した消耗品経費の収入において、機器利用料収入に係る総勘定元帳の補助簿上の徴収額と現金残高が一致しない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 指定管理業務以外の経費を指定管理料から支出している事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 当該センター利用者が、印刷機等の機器を使用する際に徴収するコピー代などにおいて、当該補助簿上の徴収額と現金残高に差異が生じたことについては、補助簿の記載ミスに起因するものと考えられるため、新たに現金等取扱業務の内規を作成し、毎日、複数の職員で補助簿と現金残高の確認・照合を行うなど、適正な現金管理の徹底を図るよう体制を強化した。</p> <p>(2) 会計・労務管理に係る顧問料において、指定管理業務に係る顧問料と指定管理料から支払うべきでな</p>

<p>(3) 指定管理業務に係る収支報告書において、金額を誤って計上している事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>所管課に対する注意事項 和歌山県NPOサポートセンターにおいて、指定管理業務に係る経理が適切に行われていない事例があったので、指定管理者に対し、当該センターの管理の適正を期するために必要な指示を行われたい。</p>	<p>い法人自身の事務に係る顧問料を誤って一緒に支出していた。これまでの指定管理料においても同様の誤りがないか精査を行い、平成21年10月以降の指定管理料に同様の経費が含まれていたため、当該期間における指定管理業務以外の経費については、返還処理を行った。</p> <p>(3) 指定管理者が自主的に行う自主事業に要した経費と指定管理業務に要した経費を区分して収支報告書に計上すべきところを区分せずに計上していたことなど、事務処理上の誤りがあったため、県の確認のもと、適正な収支報告書に訂正を行うとともに、会計事務について適正に執行するよう関係職員に周知徹底した。</p> <p>所管課に対する注意事項 注意を受けた事項については、速やかに当該センターに赴き、事務処理の内容を確認し、是正を促した。 また、当該指定管理料の対象外経費を適正に返還させるとともに印刷機等利用料の徴収に係る現金管理体制の改善など経理事務の適正な処理の徹底について指導した。</p>
--	--

6 特定非営利活動法人根来山げんきの森倶楽部
(和歌山県植物公園緑花センター及び根来山げんきの森)

監査実施年月日 令和2年2月12日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 職員の給与の支払について、一定の期日を定めて支払われていなかったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 職員の給与の支払について、一定の期日(毎月10日)を定めて支払うよう、取扱いを是正した。</p>

7 TSAグループ
(秋葉山公園県民水泳場)

監査実施年月日 令和2年2月12日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 物品の管理について、指定管理に関する基本協定書で定められた物品管理簿を備えず、また、物品の購入についても県に報告していなかったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 物品の管理について、指定管理に関する基本協定書で定められた物品管理簿を整備し、購入した物品は物品管理状況報告書にて県に報告するとともに、物品管理簿の更新を行った。</p>

8 株式会社マリールームオオタ
(和歌山県和歌山マリーナ(クルーザーマリーナ))

監査実施年月日 令和2年2月12日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 (1) 指定管理者が行うマリーナの維持管理に関する業務において、協定書に定める小規模な修繕を行っていない事例があったので、適正に処理されたい。 (2) 自主事業の実施において、事業計画書や事業報告書に記載していない事例があったので、適正に処理されたい。 (3) 和歌山マリーナ南側駐車場使用料徴収業務について、証拠書類としての自動現金徴収機による徴収記録が保存されていなかったため、適正に処理された</p>	<p>注意事項 (1) 指定管理者が行うマリーナの維持管理に関する業務において、協定書に定める小規模な修繕を行っていない事例については、協定書に基づき、設備の小規模な修繕を行った。 (2) 自主事業の実施において、事業計画書や事業報告書に記載していなかった事例については、自主事業を記載した事業計画書や事業報告書を作成し、県に提出した。 (3) 和歌山マリーナ南側駐車場使用料徴収業務について、証拠書類としての自動現金徴収機による徴収記録が保存されていなかったことについては、取扱い</p>

<p>い。</p> <p>所管課に対する注意事項</p> <p>(1) 和歌山マリナー(クルーザーマリナー)において、協定書に定める指定管理業務が適切に行われていない事例があったので、指定管理者に対し、マリナーの管理の適正を期するために必要な指示を行われない。</p> <p>(2) 県有備品の貸与について、協定書に定める貸与物品と貸付決定した物品に相違があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>を改め、徴収記録を保存することとした。</p> <p>所管課に対する注意事項</p> <p>(1) 和歌山マリナー(クルーザーマリナー)において、協定書に定める指定管理業務が適切に行われていなかった事例については、指定管理者に対し、マリナーの管理の適正を期するために必要な指示を行った。</p> <p>(2) 県有備品の貸与について、協定書を改定するとともに、貸付決定されていない物品の貸付決定を行うなど、適正に処理した。</p>
--	--

9 有限会社ベイサイド和歌浦

(和歌浦漁港指定漁港施設)

監査実施年月日 令和2年2月12日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 指定管理者が行う維持管理に関する業務において、協定書に定める保守点検を行っていない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 県が貸与している物品について、和歌山県物品管理等事務規程(昭和39年和歌山県訓令第20号)に基づく物品管理簿を備えていなかったため、適正に処理されたい。</p> <p>所管課に対する注意事項</p> <p>和歌浦漁港指定漁港施設において、協定書に定める指定管理業務が適切に行われていない事例があったので、指定管理者に対し、指定漁港施設の管理の適正を期するために必要な指示を行われない。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 指定管理者が行う維持管理に関する業務において、協定書に定める保守点検を行っていない事例については、建築基準法に基づく建築物及び建築設備の保守点検を行った。</p> <p>(2) 和歌山県物品管理等事務規程に基づく物品管理簿を備えていなかった県の貸与物品については、物品管理簿を調製し、適正に処理した。</p> <p>所管課に対する注意事項</p> <p>和歌浦漁港指定漁港施設において、協定書に定める指定管理業務が適切に行われていなかった事例については、指定管理者に対し、指定漁港施設の管理の適正を期するために必要な指示を行った。</p>

10 公益財団法人和歌山県スポーツ振興財団

(県民交流プラザ和歌山ビッグ愛、和歌山ビッグホール及び武道・体育センター和歌山ビッグウェーブ)

監査実施年月日 令和2年2月12日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 吸収式冷温水機保守点検業務委託に係る検査調書について、次の不適切な事務処理が行われていたため、適正に処理されたい。</p> <p>ア 契約金額が誤っていた。</p> <p>イ 検査年月日及び作成日が誤っていた。</p> <p>(2) ばい煙測定業務委託について、支払が遅延していたため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 当財団が指定管理を受ける他施設の検査調書においても、同様の誤りがないか点検した。各施設の検査事務担当者及び決裁権者に対し、誤りがないよう、書類整備の徹底を再度指導した。</p> <p>(2) 当財団が指定管理を受ける他施設の支出決定決議書においても同様の遅延がないか点検し、各施設の支出事務担当者及び支出決定権者に対して、支払の遅延等が発生することのないよう、確認の徹底を再度指導した。</p>